

有効期間満了日 令和6年3月31日

熊交企第544号

令和2年12月24日

自転車指導啓発重点地区・路線の選定による街頭活動等の推進及び自転車実態調査等の実施について（通達）

本県警察では、自転車利用者に対するルール遵守を図るため、自転車指導啓発重点地区・路線（以下「重点地区等」という。）を中心に、重点的な街頭活動や指導啓発活動を推進するとともに実態調査を実施し、その検証を行うことで、自転車事故の発生件数が着実に減少するなど一定の成果を挙げているところである。

しかし、本年11月末現在、県下における自転車乗用中に事故に遭った当事者の約5割に何らかの法令違反があるなど、依然として自転車利用者のルール遵守の意識が十分に浸透しているとは言えない状況である。

このような状況を踏まえ、引き続き、自転車の正しい通行ルールを周知し、その理解の深化を図るための街頭活動等に加え、その効果を検証するための自転車実態調査を下記のとおり実施することとしたので、各警察署においては、関係機関・団体等と連携し、効果的な活動を推進されたい。

また、重点地区等を管轄する警察署については、令和3年以降に実施した取組結果等を下記のとおり報告されたい。

なお、「自転車指導啓発重点地区・路線の選定による街頭活動等の推進及び自転車実態調査の実施について（通達）」（平成29年12月18日付け熊交企第539号）は本通達の発出をもって廃止し、「自転車対策を総合的に推進する計画等に係る報告要領について（通達）」（平成29年1月19日付け熊交企第23号）は令和3年1月15日をもって廃止する。

記

1 重点地区等の選定及び見直し

重点地区等については、歩道上において自転車と歩行者のふくそう等から重大事故の発生が懸念される地区・路線及び自転車が関係する事故の多発地区・路線を、別添「自転車指導啓発重点地区・路線」のとおり選定し、自転車利用者に対する指導取締りや関係機関・団体と連携した街頭キャンペーン等重点的な活動に取り組んでいる。

今後、重点地区等を選定していない警察署が新規選定をする場合や重点地区等の見直しを行う場合は、選定又は見直しの理由等について、交通企画課と協議の上、別記様式1「自転車指導啓発重点地区・路線見直し結果報告書」によ

り報告すること。

2 重点地区等において推進する活動

(1) 指導啓発活動

ア 自転車の通行実態を踏まえ、計画的に指導啓発活動を推進すること。

イ 地域交通安全活動推進委員、交通指導員等のボランティア、自治体、関係機関・団体、地域住民等と警察が協働して活動する場合はもとより、自治体等が自主的に実施する自転車利用者に対する指導啓発活動についても、努めて重点地区等で実施するよう要望すること。

ウ 歩行者に対しては、歩道に白線と自転車の標示がある場合は、それによって自転車が通行する部分として指定された部分をできるだけ避けて通るよう指導するとともに、自動車、原動機付自転車の運転者に対しては、自転車の特性を踏まえた安全な運転について指導するなど、自転車と自転車以外の交通主体の適切な共存のための指導啓発に努めること。

エ 警察署毎に集中的かつ重点的に指導啓発を実施する日（以下「自転車指導重点日」という。）を毎月1日以上設け、通勤・通学時間帯を中心として、集中的かつ重点的に指導啓発を実施すること。

(2) 自転車の交通違反に対する指導取締り

自転車による交通違反に対しては、指導警告を行うとともに、次の行為を行う者に対しては、積極的な検挙措置を講じること。

- 警告に従わず違反行為を継続する
- 違反行為により通行車両や歩行者に具体的危険を生じさせる
- 違反態様それ自体が危険を生じさせるおそれが高い

※ 「自転車利用者に対する交通指導取締りの強化について(通達)」(平成31年3月11日付け熊交指105号)参照のこと。

また、自転車運転者講習制度を適切に運用し、自転車利用者の交通ルール遵守意識の醸成を図ること。

3 重点地区等における実態調査等

自転車実態調査に関する調査要領及び報告要領等については、次のとおりとする。

(1) 実施日時・回数

ア 調査時期

4月、7月、10月及び1月の各月の下旬
(四半期に各1回実施)

イ 調査時間

自転車利用者が頻繁に通行する時間帯の30分間

(2) 調査場所

「自転車指導啓発重点地区・路線」の定点

(3) 調査方法

ア 自転車利用者を

- 小学生・幼児
- 中学生
- 高校生
- 高齢者
- その他

に分類して実施すること。

(制服または容姿等、視認で判断できる程度で可)

イ 全通行台数のうち、「違反あり・なし」に区分して調査するものとし、「違反あり」の場合、違反態様別に人数を計上すること。

なお、複数の違反が重複する場合については、

- ① 信号無視
- ② イヤホン・携帯電話使用
- ③ 右側通行
- ④ 並進
- ⑤ 傘差し
- ⑥ アーケード内通行（通行禁止場所通行）
- ⑦ その他（上記以外の違反）

を優先順位として違反人数に計上すること。

例：信号無視と並進が複合した場合は、「信号無視」として計上

ウ 調査月の実施時間帯は斉一とし、私服で実施すること。

(4) 報告

調査結果は、翌月の5日までに別記様式2「自転車実態調査実施結果表」により対策第一係あて電子メールで報告すること。

4 留意事項

- (1) 重点地区等における指導啓発活動のほか、交通安全教育・イベント、高齢者宅訪問活動等あらゆる機会を活用して、「自転車安全利用五則」等を活用し、幅広い年齢層に対して周知し、その理解を深化させること。
- (2) 自転車は「車両」であるということを全ての自転車利用者に徹底させるとともに、自転車本来の走行性能の発揮を求める自転車利用者に対しては、歩道以外の場所を通行するよう促すこと。また、歩道を通行する場合の歩行者の優先というルールへの遵守を徹底させること。
- (3) 自転車利用者が加害者となった場合の交通事故に備え、損害賠償責任保険等への加入の必要性について、具体的な事故事例を示すなどして理解させる

こと。

- (4) 被害軽減のため、幼児・児童はもちろんのこと、高齢者や中学生、高校生等の自転車利用者に対して、ヘルメットの着用を促すこと。
- (5) 街頭活動等を通じて把握した放置自転車について、関係機関と連携するなどして、適切な対策を講じること。

5 殉職・受傷事故防止

街頭活動に当たっては、装備資器材の効果的な活用に努めるほか、幹部による現場活動の具体的指示及び現場点検を行い、必要な指導・是正措置を徹底して殉職・受傷事故の絶無を期すこと。

また、関係機関・団体の参加者に対しても、活動要領や資器材の活用等について具体的指示を行い、受傷事故防止に万全を期すこと。

6 重点地区等における取組結果等の報告要領

(1) 報告内容

- ア 重点地区等における指導啓発活動実施結果報告書（別記様式3）
- イ 自転車指導重点日における重点地区等での自転車指導重点日における指導取締り結果報告書（別記様式第4号）
- ウ 重点地区等における検証結果等報告書（別記様式第5号）

(2) 報告期限

前年の結果等を毎年1月10日までに対策第一係あて電子メールで報告すること。

※ 別添・別記様式（略）